

四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、四條畷市ブランドメッセージのロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 四條畷市ブランドロゴデザインガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）

ロゴマークの使用方法等について市が定めたもの

(2) 物品

ロゴマークを使用した商品、景品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークはガイドラインのとおりとする。

2 ロゴマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利をいう。）は、全て市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）または電子申請フォームに次の各号の書面等を添付して市長に提出し、その承認を得るものとする。

(1) 企画書（事業の内容やデザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの）

(2) 申請者の概要がわかる書面

2 市長は、前項の規定による申請について必要があるときは、申請者に対して書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を要しない。

(1) 国又は地方公共団体が使用するとき。

(2) 学校等が使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) 個人、法人、団体等が非営利目的で情報発信等に使用するとき。

(5) その他、市長が使用を適当と認めるとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を認めるものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。

(2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。

(3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 四條畷市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。

(6) ガイドラインに基づいて使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。

(7) その他、市長が使用について不適切であると認めたとき。

2 市長は、ロゴマークの使用を承認するときは、四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用承認通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用を承認しないときは、四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(ロゴマークの使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(ロゴマークの使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用承認通知書に記載されたとおりとする。

2 市長は、必要に応じ使用期間を修正することができる。この場合において、修正した期間は、四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用承認通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用するときには、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の承認を受け、ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。

- (2) 承認された使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ガイドラインに基づき、正しく使用すること。
- (4) 承認にかかる物品の完成又は使用状況のわかる画像若しくは写真を市長に速やかに提出すること。
- (5) 知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(承認内容の変更)

第9条 第5条により承認された後、使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用内容変更承認申請書(第4号様式)または申請フォームにて市長に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 市長は、ロゴマークの使用内容の変更を承認する場合には、四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用内容変更承認通知書(第5号様式)により、使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、ロゴマークの使用内容の変更を承認しない場合には、四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用内容変更不承認通知書(第6号様式)により、使用者に通知するものとする。
- 4 承認を受けた者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を順守しなければならない。

(使用承認の取消等)

第10条 市長は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消した者に対し、その承認に係る物品の使用停止又は回収を求める等適切な措置を講ずることができる。
- 3 第1項の規定による承認を取り消された者は、承認の取消しの通知があった日以後、当該承認に係るロゴマークを使用してはならない。
- 4 市長は、承認の取消し又は停止等に要する物品の回収等により生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。
- 5 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、承認を受けた者に対し、その理由を明記した四條畷市ブランドメッセージロゴマーク使用承認取消通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(責任の制限)

第11条 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または

損失を与えた場合において、市は損害賠償、損失補填その他法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月12日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。